

[事案 29-162] がん入院給付金等支払請求

・令和元年10月31日 裁定終了

※本事案の申立人は、法人である。

<事案の概要>

入院給付金を請求したところ、約款上の支払理由に該当しないとして支払われなかったことを不服として、がん入院給付金等の支払いを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

前代表者である被保険者が髄膜腫の再発を原因とする症候性てんかんと診断され、治療を受けたが、脳障害等が残存したため、リハビリ継続を目的に転院して入院した。本入院について、平成11年6月に契約したがん保険にもとづき、入院給付金を請求したところ、一部入院期間分の給付金しか支払われなかったが、以下等の理由により、残期間分の入院給付金、損害賠償金およびそれぞれに対する利息を支払ってほしい。

- (1)以前にも髄膜腫を発症し、手術を受けていることから、今回の髄膜腫は以前の髄膜腫が再発したものである。
- (2)本入院中に自宅での治療は困難であった。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1)MR I 検査等の結果、髄膜腫の再発の所見は確認できない。
- (2)支払対象期間外の入院については、FIM（機能的自立度評価表）推移より回復傾向にあるといえ、運動能力はほぼ自立状態であるため、自宅等での治療が困難なためにがんの治療を受けることを直接の目的とする入院には該当しない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、入院時の状況を把握するため、申立人現代表者に対して事情聴取を行った。また、医学的判断の参考とするため、独自に第三者の専門医の意見を求めた。

2. 裁定結果

上記手続の結果、本入院はがん（髄膜腫）の治療を受けることを直接の目的とする入院とは認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。